

平成28年度

第3回いわき市教育委員会議事録

平成28年6月29日（水）

### 第 3 回 教 育 委 員 会 記 録

- 1 開会年月日 平成28年6月29日(水) 午後3時
- 2 開催場所 教育委員室
- 3 出席委員
- |          |         |
|----------|---------|
| 教育長      | 吉 田 尚   |
| 教育長職務代理者 | 馬 目 順 一 |
| 委 員      | 蛭 田 優 子 |
| 委 員      | 山 本 もと子 |
| 委 員      | 根 本 紀太郎 |
- 4 欠席委員 な し
- 5 説明のために出席した者の氏名
- |                     |         |
|---------------------|---------|
| 教育部長                | 増 子 裕 昭 |
| こどもみらい部長            | 本 田 和 弘 |
| 教育部次長兼総合調整担当        | 柳 沼 広 美 |
| 学校教育推進室長            | 松 岡 勇 雄 |
| 中央公民館長              | 鈴 木 静 人 |
| いわき総合図書館長           | 夏 井 芳 徳 |
| 教育政策課長              | 吉 村 公 孝 |
| 施設整備課長              | 緑 川 安 彦 |
| 生涯学習課長              | 遠 藤 義 道 |
| 学校教育推進室学校教育課長       | 塚 本 英 樹 |
| 学校教育推進室学校支援課長       | 長谷川 政 宣 |
| こども家庭課長             | 藤 田 裕美子 |
| 総合教育センター所長          | 高 崎 康 行 |
| 学校教育推進室学校教育課管理主事    | 玉 澤 淳   |
| 事務局統括主幹兼教育政策課長補佐    | 木 村 丈 二 |
| 教育政策課長補佐            | 金 成 晃 彦 |
| 生涯学習課長補佐            | 藤 原 良 基 |
| 学校教育推進室学校教育課主幹兼課長補佐 | 太 則 子   |
- 6 書 記 教育政策課主任主査兼総務係長 草 野 康 弘
- 7 閉 会 午後4時16分

## 会議の概要

**教育長** 開会に先立ちまして、本日の議案第1号は、人事案件であることから、その他が終了したのち、議案を審議したいと思います。

それでは、平成28年度第3回いわき市教育委員会を開催いたします。

欠席委員の通告はありません。

書記には草野主任主査（兼）総務係長を任命します。

会期は本日限りとします。

議事録への署名委員は、本日出席された委員の皆様をお願いいたします。

教育長の報告（1）いわき市青少年問題協議会委員の委嘱（補充）について、生涯学習課長をお願いします。

**生涯学習課長** 資料1頁をご覧ください。

教育長の報告（1）いわき市青少年問題協議会委員の委嘱（補充）についてご説明をいたします。

いわき市青少年問題協議会につきましては、地方青少年問題協議会法及びいわき市青少年問題協議会条例に基づきまして設置いたしております。

その所掌事務につきましては、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する施策の樹立につき、調査、審議することなどとなっております。

その委員につきましては、学識経験者及び関係行政機関の職員から市長が委嘱するということとなっております。

今回報告をいたしますのは、いわき地区高等学校PTA連合会からの推薦によりまして委嘱をしておりました委員が、ご自分のお子さんの高校卒業に伴いまして、当協議会の委員を辞められたということで、後任者といたしまして同PTA連合会から推薦のありました 渡邊 実奈子氏 について、新たに委嘱するものでございます。

その任期につきましては前任者の残任期間ということで、今年6月1日から、来年の7月31日までとなるものでございます。

参考といたしまして、委員の名簿を記載しておりますが、全委員20名のうち、女性の委員は7名、その割合につきましては35%となっております。

説明は以上でございます。

**教育長** ただいまの説明に対して、質問がありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**教育長** なければ次に移ります。

教育長の報告（2）いじめのない・子どもが輝くまちづくり推進本部委員の委嘱（補充）について、学校教育課長をお願いします。

**学校教育課長** 資料2頁をご覧ください。

教育長の報告(2) いじめのない・子どもが輝くまちづくり推進本部委員の委嘱(補充)について、平成27年度末の退任及び人事異動等に伴い、後任者等へ新たに委員を委嘱するものであります。

任期は前任者の残任期間、平成28年6月1日から平成29年5月31日となります。

新委員は、いわき市PTA連絡協議会母親委員会副委員長 西山 清香 氏、いわき市青少年育成市民会議理事長 金山 一彦 氏、いわき市立小名浜第二小学校長 津島 義勝 氏、いわき市立磐崎中学校長 藤田 秀平 氏、いわき教育事務所主任指導主事 坂本 貴洋 氏、福島県浜児童相談所次長兼一時保護課長 中木 秀夫 氏の6名であり、昨日、本部長であります、市長から委嘱状を交付したところであります。

なお、いじめのない・子どもが輝くまちづくり推進本部委員は、いわき明星大学教授 大原 貴弘 氏はじめ16名になっております。

主な活動は、各小中学校でのいじめ根絶に向けた取り組みの調査を行うとともに、各学校での取り組みや、いわき市生徒指導連絡協議会での取り組みについての報告を受け、それらの内容についての協議などを行ったりしております。

その他に、いじめ根絶作文・標語・ポスターのコンクールの実施をしております、昨年度の応募総数は、作文345点、標語2,207点、ポスター477点ございました。

応募作品の中から、優秀作品を掲示用のポスター、いじめ根絶10箇条として作成しております、各学校や公民館等に配付し、いじめ防止の啓発としております。

今年度も、昨年同様のコンクール等を実施する予定でございまして、また、定期的いじめ調査でありますとか、各学校での取り組みに関する調査を行い、効果的な取り組み事例を紹介する予定でございます。

また、年度末に活動のまとめを報告する予定となっております。

説明は以上でございます。

**教育長** ただいまの説明に対して、質問がありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**教育長** なければ次に移ります。

教育長の報告(3)「いわきっ子 チャレンジノート(中学校版)」について、学校教育課長お願いします。

**学校教育課長** 資料3頁をご覧ください。

教育長の報告(3)「いわきっ子 チャレンジノート(中学校版)」について、このノートは、中学生が現在抱えている将来の夢や目標、その実現のための考えや決意などを表現し、様々な体験活動に臨むとともに、自ら困難にチャレンジしていく意欲や態度を培うことを目的としたノートでございます。

お手元にお配りした印刷前の原稿をご覧ください。

内容につきましては、学年ごとに自己理解(イメージ図)、夢や目標、今やらなければならないこと、夢や目標に向かって(体験したことや心に残ったことなど)、年度途中及び中間・1年間のまとめと振り返りなどから構成され、生徒の率直な考えや決意を記入していくものでございます。

記入につきましては、原則、生徒自身の判断で行いますが、学校や学年、学級の実態によって、あるいは記入する内容によって、一斉に記入する時間を設定することもございます。

学校行事や総合的な学習の時間の体験活動、部活動、その他生徒個人の体験などにおいて、自分の考えや決意などを記入していくものでございます。

対象は、中学校1年生から3年生で、2学期から使用できるように、作成・配付したいと考えております。

なお、小学校版につきましては、今後、案を検討し、来年4月から使用できるよう準備を進める予定でございます。

説明は以上でございます。

**教育長** ただいまの説明に対して、質問がありましたらお願いします。

**委員** これはまとめて回収して、先生がこの子にはどういう対応をするかということをやめるのですか。

**学校教育課長** このノートの趣旨は、あくまでも生徒自らが自分の考え、決意をまとめていくということございまして、中には個人情報というような内容も含まれてくるものですから、原則、生徒の保管というような形を考えております。

先程も申し上げましたように、学級や学年の実態に応じて記入する時間であるとか、あるいは取りまとめて保管場所を設定しておくとか、そういったことも想定しておりますので、そこについては各学校の方に周知していきたいと考えております。

**委員** 確かにこれは良いことだと思います。

そして、子どもたちがここに書いたことについては、先生が何人か位ずつ目を通して、やはり子どもが向かっていることに対して、学級担任等の応援のコメントとか、

チェックとか、是非中学校の先生はお忙しいと思いますが、書きっぱなしだけにはしない、先生が必ず、学期に1回でも良いから1人の子どもに目を通してあげて、こういうところが良いのではないかと、激励するような言葉を先生方にはお願いしたいと思います。

**学校教育課長** 先程説明が足りなかったのですが、チェックについてというところで、記載してございますが、ここが今ご指摘のように、子どもたちを励ますというような意味合いもございますので、学校、学級の実態に応じて、学級担任等のチェックやコメントなども入れながら進めて参りたいと考えております。

**教育長** 基本的には子どもたちが書くかと思いますが、おそらく最初は、この趣旨について担任の先生が説明をし、例えばその中で時間を取って、今の自分を見つめてイメージをまとめてみたり、夢に向けての目標で頑張りたいことであったり、その様子を担任が一度集めて、把握をして、また戻して、あとは適宜行事等があれば、日付を入れて自分のことを記入するということになるのかなと思います。

定期的には、一度子どもたちがどれくらい活用しているのか当然把握しなくてはいけないと思います。

学校の先生方も難しいところがあるとは思いますが、ただ子どもたちが漫然と学校生活を送るのではなくて、自分の将来に対する夢をしっかりと持って、今しなければいけないことを考える機会になるのかなと思います。

**委員** 学校の周知はどうなっていますか。

**学校教育課長** 教育委員会の指導主事で案を作ったのですが、学校の現場の先生方にも見てもらいました。

意見をいただき、それを経てこのような形にまとまっていったのですけれども、周知につきましては、当然使い方についての文書を作成して、配付する際にそれを添えてお話をします。

それと同時に8月の末に校長会があるものですから、管内校長会を通じて校長先生に周知依頼を出しまして、詳細の説明をいたしまして、各学校で2学期から趣旨や使い方について先生方に指導をしながら進めていくようお願いして参りたいと考えております。

来年度は小学校版、中学校版も1年生が使うものですから、3か月、4か月経過したあとに、学校での使用の状況とか、そういったものを聞きながら改善に努めて参りたいと思います。

委員 これは県内の学校でもやりますか。

学校教育課長 積極的にこちらから情報を仕入れたというようなことはないですけども、恐らくこういったものを使用しているところはないと思われま。

そこに記載されていますが、他に学級活動のノート、道徳の「私たちの道徳」と、似たような項目もあります。

ですからそこは、学校の方で上手く組み合わせながら使用していただければということも併せてお願いしていきたいと思います。

教育長 全国的に見ても、前例はないかと思ひます。

様子を見ながらというようになります。

ほか質疑ございますか。なければ次に移らせていただきます。

8. その他を先にとひうこととございますので、8. その他に入ります。

部長から概要説明をお願いします。

部長

本日の案件は議事が1件、その他が4件でございます。

議事につきましては、資料4頁「議案第1号 臨時に代理した教育事務の承認を求めることについて」は、教育長が臨時に代理して行った職員の懲戒処分について承認を求めらるものでございますが、会議の冒頭で説明がありましたようにその他が終了したのち、審議いたしたいと思ひます。

また、「その他」の案件としましては、

(1) 子ども司書育成事業について

(2) 「U-15ベースボールワールドカップ2016 inいわき応援給食会」の開催について

(3) 「いわきっ子入学支援（保幼小連携）システム」の運用について

(4) 次回教育委員会の開催について

なお、項目だてはしておりませんが、その他の案件終了後に先日ありました、いわき総合図書館の爆破予告の件についていわき総合図書館長から説明があります。

詳細につきましては、それぞれ担当課長が説明いたしますので、よろしくお願ひます。

(3) 「いわきっ子入学支援（保幼小連携）システム」の運用について、につきましては、こどもみらい部こども家庭課と学校教育課が連携して進めてきたものですが本日は、本田こどもみらい部長、藤田こども家庭課長が出席しており、説明いたしますのでよろしくお願ひします。

**教育長** その他（１）子ども司書育成事業について、いわき総合図書館長お願いします。

**いわき総合図書館長** 資料５頁、参考資料として「めざせ！キッズ・ライブラリアン（子ども司書）」募集用のチラシがございますのでご覧ください。

この子ども司書育成事業につきましては、今年３月に作成されました「第三期いわき市子ども読書活動推進計画」の基本目標のひとつ、「子どもが本に親しむ機会の充実」に向けた取り組みのひとつとして実施されるものであります。

内容につきましては、募集チラシ、資料の方で説明いたします。

まず、「キッズ・ライブラリアン」というのは子ども司書、ライブラリアンというのは司書の英語となります。

司書というのは図書館を利用する人のお手伝いをする本の専門家のことであります。

具体的には本の探し方、使い方、こういうものを案内したり、おすすめの本を紹介したり、本と人とを結ぶ、かけ橋の役割をする人です。

この講座では参加した子どもたちに本に詳しくなってもらい、友達とか家族に本の楽しさ、読書の楽しさを伝えることのできる司書として活動できるような能力を育てるといことになります。

また、２日間通して受講いたしますと、「いわき市子ども司書認定証」を交付したいと考えております。

開催期日は８月３日と１０日の２日間になります。

３日の方は２講座ありまして、１講座目では、図書館の中から、自分が必要な本をどのように探すのか、それをどのように使うのかであります。

２講座目ではその本を友達に紹介するためのカード、いわゆるポップを実際に作ってみようという講座を行います。

１０日の方は午後におはなし会にチャレンジとして、子どもたちが実際に本を読んで、当日図書館に来ている子どもたちに本の読み聞かせをする。

そのために午前中読み聞かせの技、こういうところに注意が必要だということを勉強してもらいカリキュラムになっております。

会場は総合図書館４階工作アトリエと館内になります。

対象者は、いわき市内に住んでいる小学校の４年、５年、６年生の先着順６名になります。

参加費は無料で、総合図書館職員が講師になりまして、７月１０日１０時から受付を開始します。

説明は以上でございます。



**教育長** ただいまの説明に対して、質問がありましたらお願いします。

**委員** 人数が6名ということで、大分少ない人数なのかなという印象を持ちました。

ただ内容を見てみますと、グループ内でおはなし会をやるのかなという印象だったのですが、今の話だと当日来た不特定多数の方になさるということで、とても中身が濃くて意識の高い、本格的な内容なのかなと思いました。

そのあたりの意図がありましたら教えていただきたいと思います。

**いわき総合図書館長** この6名という数が若干少ないと私自身も気にしているところです。

ただ図書館の中で講座をやるものですから、他の利用者もいるということで、通常の声量では指導ができないんです。

ひそひそ話で、他のお客さんたちに迷惑にならないように指導しなくてはいけません。

やはり職員の周りに集まってもらって指導するようになるので、この人数が最大かなと思われまます。

場合によっては、もし好評であれば、回数を増やしたりであるとか、来年以降検討していきたいと考えております。

**委員** 基本的にはとても良い企画ではないかなと思います。

**委員** 私もこの企画はとても良いと思います。

その子ども自身も凄く成長すると思います。

これを通して、子どもと本、または家庭と本、そういうものを繋ぐサポーターにもなります。

これ踏まえて、少しずつその人数をいわきの中に増やしていただきたいというのが希望です。

**教育長** ほかに質疑ございますか。

なければ、次に移らせていただきます。

その他(2)「U-15ベースボールワールドカップ2016 inいわき応援給食会」の開催について、学校支援課長お願いします。

**学校支援課長** 6頁をご覧ください。

その他(2)「U-15ベースボールワールドカップ2016 inいわき応援給食会」の開催についてでございます。

まず事業内容でございますが、7月29日から8月7日に本市で開催されます「U-15ベースボールワールドカップ2016 inいわき」について、本大会を学校給食の側面から応援するため、「U-15ベースボールワールドカップ2016 inいわき応援給食会」と題し、野球にちなんだ献立を、市内の全市立小中学校で提供するものでございます。

この応援給食につきましては、児童・生徒や教職員のみならず、PTAの皆様にもご試食いただき、学校給食を通じて本大会の成功に向け、機運醸成を図りたいと考えております。小名浜第一中学校におきまして、次の通り応援給食会を開催するものでございます。

日時は7月7日木曜日時間が12時から13時30分と記載されておりますけれども、変更がございまして、11時20分から、終わりの時間は変わらず13時30分でございます。

会場が小名浜第一中学校の各学級でございます。

参加者がいわき市長、教育部長、以下記載の通りなのですが、先ほど時間変更になった理由なのですが、昨日、担当課のスポーツ振興課から連絡がありまして、今回12ヶ国地域から参加があるのですが、そのうちチェコ共和国の駐日大使が小名浜第一中学校に来校されるということで、出前講座を11時20分から体育館でチェコについてお話していただいて、その後大使も含めて給食を召し上がっていただくというような給食会になりました。

献立につきましては、資料7頁にも記載されておりますが、15（いちご）グローブパン、グローブの形をしたパンでございまして、U-15の15（いちご）にちなみまして、いわきの特産品であるいちごを練りこんだ、ほんのりといちごが香るピンク色のパンです。

また、ボールに見立てた円形のメンチカツ、応援ゼリーはゼリーのふたにU-15関係、12ヶ国の国旗などを記載したふたをゼリーにつけて提供します。

これは小名浜第一中学校、小名浜給食センターの献立なのですが、市内各小中学校の共通メニューとして、この15（いちご）グローブパン及び応援ゼリーは各給食センター独自で、その他はボールに見立てたミートボールであるとか、バットに見立てたウインナーであるとか、それぞれ各給食センターで工夫をして提供するものであります。

また、7頁の6.その他に記載されておりますように、保護者の皆様に配布される献立にも、今回の大会の紹介や、給食の内容を記載して配布いたします。

説明は以上でございます。

**教育長** ただいまの説明に対して、質問がありましたらお願いします。

**委員** U-15ベースボールワールドカップまで今日でちょうど30日後ということで、この間代表メンバーが発表されたのですが、東北、いわき市からも1名選ばれておりますので、是非盛り上がり上げていければ良いなと思いました。

お話が変わりますが、学校支援課さんの方で学校給食フェアを1ヶ月やっていただいて、

学校給食の理解と、大分人気だったとお聞きしておりますので、色々なアイデアを出していただいている素晴らしいと思っております。

これからもこのようなアイデアを出していただければと思います。

もうひとつU-15ベースボールワールドカップのことですが、ちょっとお話がありましたが、中学校が1校1国運動ということで、ペアリングというようにはなっているとは思いますが、今度市長部局の方になってしまいましたので、なかなか情報が流れてこないのですが、できましたら次回の教育委員会でどこの学校がどこと一緒なのか、具体的にどんなことを予定されているのか、教えていただきたいと思います。

**学校支援課長** 今お話いただきました、キャプテン校・協力校一覧という資料がございますので、簡単にご紹介申し上げたいと思います。

コロンビアが平第三中学校、ベネズエラが中央台北中学校、オーストラリアが四倉中学校、メキシコが大野中学校、韓国が内郷第一中学校、チェコ共和国が小名浜第一中学校、チャイニーズタイペイが泉中学校、アメリカが湯本第一中学校、日本が湯本第二中学校、パナマが湯本第三中学校、キューバが植田中学校、ニュージーランドが植田東中学校としてキャプテン校になっております。

**教育長** ほかに質疑ございますか。

なければ、次に移らせていただきます。

その他（3）「いわきっ子入学支援（保幼小連携）システム」の運用について、こども家庭課長お願いします。

**こども家庭課長** 資料8頁をご覧ください。

その他（3）「いわきっ子入学支援（保幼小連携）システム」の運用についてご説明申し上げます。

何らかの配慮が必要なお子様につきましては、入学、進学などの、ライフステージが移行する際に、医療、保険、福祉、教育などの異なる関係機関が、一貫性をもった切れ目のない支援を行うことは、失敗や経験の積み重ねによる自信の喪失や、学習のつまずきなど、二次障がい防止するとともに、円滑な進学や就労につなげることが重要であります。

国の動向といたしましては、「発達障害者支援法の一部を改正する法律」が平成28年5月25日に成立いたしました。

内容は、可能な限り発達障がい児がそうでない児童と共に教育を受けられるように配慮、関係機関及び民間団体との連携のもとに行う長期的な支援に関する計画の作成及び個別の指導に関する計画の作成の推進などとなっております。

また、文部科学省では小学校から高校まで、進学先にも引き継げる「個別カルテ（仮称）」の作成を、各学校に義務付ける方針で、平成32年度から34年度に小中高校の新学習指

導要領での義務化を検討と教育再生実行会議で提言がなされました。

本市の取り組みでございますが、関係機関の構成員からなる「いわき市発達支援システム検討部会」を設置いたしまして、「仕組みづくり」を平成27年度から、「切れ目のない療育支援の推進」の第一歩といたしまして、保育所・幼稚園などから小学校へつなぐシステム「いわきっ子入学支援システム」を構築いたしました。

「いわきっ子入学支援システム」ですが、何らかの配慮が必要な児童への就学前の療育・相談等の支援情報を就学先である小学校へ引き継ぐことを基本とし、昨年度泉小、鹿島小での実施を踏まえ、来年度4月から入学する児童を対象に、運用を開始いたします。

入学する学校に伝達・連携する手段・機会といたしまして、「いわきっ子入学支援シート」を活用いたします。

このシートは家庭、幼稚園・保育園、療育・医療機関等で配慮してきた療育・相談等の支援情報を入学先へ伝達するために活用いたします。

小学校で10月ごろ行われる就学児童健診時に、入学を予定する全児童に配布いたします。

提出は希望者のみとなっています。

次の頁をご覧ください。

「いわきっ子入学支援会議」でございますが、これは学校が実施主体となり、記入いただいた「いわきっ子入学支援シート」をもとに、学校と保育所・幼稚園、子育てサポートセンターなどが支援情報の共有及び支援方針の検討を行います。

また、情報を引き継いだ学校側への支援といたしまして、「子どもの理解と対応を促進するためのサポートプログラム」がございます。

これは実際の授業や教職員研修などで、子育てサポートセンターの専門職員が子どもの理解と対応を促進するためのサポートプログラムの指導を行い、クラス担任がプログラムを習得し活用しながら学級運営を行える支援を教育委員会と共同して行います。

イメージ図、今後の日程でございますが、資料をご覧くださいと思います。

説明は以上です。

**教育長** ただいまの説明に対して、質問がありましたらお願いします。

**委員** 異なる関係機関が、一貫性をもった切れ目のない支援を行うということは、大変新しい試みで良いと思います。

その中で本市が、保育所・幼稚園などから小学校へつなぐシステムを検討している。

発達障がいのある特別な支援を必要とする子どもたち、これは保護者さんにとっては小さければ小さいほど「そのうちできるようになるのではないか」「私のしつけにどこか欠陥があるのではない」「もっと子どもに頑張らせればできるんじゃないか」というように思っていることは親として当然だと思っています。

しかしそれであると、子どもにとっても親にとっても凄くマイナスなんです。

幼児期からそういう子供たちへの配慮、保護者との共通理解のもとにやっていくということが、凄く大切であるけれども難しいところでもあります。

しかし、共通理解のもとやっていくことによって、障がいをもつ子供たちへの関わり方を、学校も親も学ぶことができ、さらに子どもにとっては最高のものになるのではないかと考えられます。

この入学支援シートは全員の生徒に配るんですよね。

自由記述欄もあるんですよね。

**こどもみらい部長** 自由記述欄もありますし、保育所も養護機関も書くスペースがあるということです。

**委員** 入学支援シートを見て思ったのが、できないということは誰が見てもわかるんです。

そこに抵抗があるということもわかるのですが、発達障がいといっても色んな子どもがいます。

全員が同じレベルではないですから、そういう子どもたちが「どこまでできるんですか」「どんなことに興味を持っていますか」そういうことを知っていれば小学校と接続をした場合、普通学級でやっていく場合に、担任の先生がとても関わりやすいと思いました。

障がいの名前をつけただけで終わるのではなくて、その子どもがどこまでできて、どんなふうに関われば良いのか、そういったところもわかれば引継ぎの際に役立つと思います。

**こどもみらい部長** 入学支援シートは単純に引き継ぐのではなくて、実はそこで関係者一同が集まって、学校側と協議をして、今言われた通り「この子はこういった発達特性があるのか」「どこが得意で苦手なのか」そういうところまで含めて、学校側にお互い一同に会って話をして伝えていく仕組みになっています。

その後のサポートも「学校だけでやってください」というのではなくて、サポートセンターの専門職がプログラムなどの伝達を通じて、学校側に対して自分たちの得意分野を活かしながら、指導方法を一緒に考えて実行していく、その意味でシート自体は県内でやっているところもあるのですが、その後の関係者も一緒になった入学支援会議、そして、子育てサポートセンターの入学後の支援というのは、県内で初めての取り組みとなっています。

**委員** 学校と関係機関は協力できると思うんですが、やはり子どもを育てていくには保護者との共通理解が一番大切で、難しいです。

保護者との共通理解をもって連携していくというところが大変難しいところなので、その辺もよろしくお願ひしたいと思います。

**教育長** 小学校に入ってきてから、いきなり親は言われるので、それで親はどうしようとなってしまいます。

できるだけ早い時期から、そういうことが課題として可能性があるということを伝えて、それに対して支援がきちんと繋がってくると、小学校に来て突然言われたということもなくなると思うんです。

今回の取り組みの良いところは、シートの提出があった後に入学支援会議というものを開いて、そこでどういうことなのか、みんなで共有して、どういう合理的配慮ができるかということをやっていく、そういうところを見ると、非常に画期的であると考えられます。

なかなか大変ではありますが、やっていかないと大変なのは学校になってしまうので、そこをしっかりとやってスタートしていけば繋がっていくようになると思います。

今後是非、一斉スタートしてその都度ご報告いただけるとありがたいと思います。

**委員** 教育長がおっしゃったように、4月に入学していただきたい今の時期頃にわかって、それから対応するとなると、結局児童にとっても1年遅れになってしまうということもあり得るわけですね。

通常学級に入るにしても、特別支援学級に入るにしても来年からというようになってしまうと思うんですけれども、その前に対応していただけるというのは良いとは思っています。

しかし、そうなる幼稚園や保育園にいたときに、このシートをどれだけ提出したかということが問題になってくるのかなと思います。

保護者の方たちが関係ないとなってしまったら元も子もないかなと思います。

提出するとしても親御さんがこれを書いて保育園・幼稚園に持っていくことを待っているのではなく、保育園・幼稚園の方からも予めアクションがないと、提出する方の数も多くならないのではという気がします。

**こどもみらい部長** 入学支援システムについては、概要は既に保育所・幼稚園にはこういったことをやる予定ですという、決定ではありませんが、ある程度のことは伝達しております。

親が子どもに対して障がいがあるのではないかということで、シートを提出する際に深く認識していない、どうしていくかといった課題は出されております。

今は家庭が入らなければ学校に、口頭で「こういうことに注意して欲しいお子さんがいる」と伝えてはおりますけれども、この支援システムの中で対応していくことが一番ベストだと思いますので、保育所・幼稚園からも強制にならないように、親に対して促してくださいというような指導を、現在しております。

今後も引き続き、続けて参りたいと思います。

**教育長** 健康診断の中で、気になるような子がいればよく親御さんと相談しながら関わりを持っていくということが大事で、そこをやはり丁寧に積み上げていくことが大切だと思います。

**委員** これは全員ではなくてということなんですか。

**こどもみらい部長** 渡すのは全員ですが、提出は希望者です。

**委員** 特別支援が考えられる生徒というのは、その人がそう思った生徒ですよ。もしかしたら違う可能性もあるのではないかと思います。

**こどもみらい部長** 実は発達障がいについては、1歳半検診や3歳児検診である程度ふるいにかけている状況なんですね。

文部科学省で平成24年に通常学級にいる、発達障がいのある子の割合というのを出しています。

小学校1年生の段階だと10%ぐらいになっています。

今1歳半検診の中で発達障がいのある子の割合は13%います。

そこから障がい児保育の割合になるとだいたい10%ぐらいとかなり近い割合になってきます。

おおむね支援を必要としてくる子は10%ぐらいですので、もしかするとそういったお子さんもいるかもしれませんが、残りの9割について全員に強制で書かせていくというのは、合理的に考えていくと全員には書かせる必要はないのではないかと、希望者の提出という考えにいたりました。

**委員** 個人的な考えなんですけれども、個人は一人ひとり必ずハンディキャップを持っていると思うんですね。

私もできないことがありますし、それぞれの方がマイノリティを持っていると思います。

だから、いつどこで世の中に受け入れられなくなるのかわからないので、世の中で適合しにくい場所など、そうなった場合に子どもがいじめにあったり、自殺してしま

ったり、弱くなってしまうことに繋がる可能性もあるのではと思います。

今の世の中は大きく環境が変わりつつあるので、もしできるのであれば、一人ひとりシート提出していただいた方が良いのではと思いました。

**こどもみらい部長** 改めて今後その対象者も含めて考えていきたいと思います。

また、今回のシステムの対象というのは、あくまでも個々の特性を知るものではなくて、みんなが協力してその子の情報を伝えていかないと、その子にとって良い教育環境ではないというものについて、みんなで協力しましょうというシステムです。

例えば学校側の個別の先生方の対応で、その人の個性を活かしていけるのであれば、それは学校側の方でやっていけば良いということもありますので、そこは役割分担も踏まえながら今後検討していきたいと思います。

**教育長** 入学支援シートというシステム自体は、就学前の状況から課題のあるお子さんをみんなで小学校に繋いでいきたいと思いますということに特化した形で行います。

ただ気が付かないこともありますので、場合によってこれをお渡しすることで今まで支援を受けていたお子さん以外も提出してくる親御さんもいるかもしれないし、保育所・幼稚園の先生と相談しながら書かれてくる親御さんもいるかもしれません。

プラスアルファでできることがあるかもしれないということなんです。

これが今まで上手くいってなくて、保育所・幼稚園では対応していたけれども、小学校には十分に伝わらず指導が遅れてしまって、もうちょっと早く手を打ってあげばということもあるようなんです。

就学前に学校と繋げるために何かやらなければいけないということで、今回こどもみらい部と教育委員会が協力しながらしてきたということです。

一人ひとりのお子さんに関わっていき、その中で元気さ、抑うつ傾向、イライラについてなど簡単な項目ではありますが、それを見ると心配なお子さんというのはわかってくるし、ずっとやっています。

7月7日に研修会がありますが、その点も含めて協力いただいている先生が来て、先生方に研修していただくことになっているんですね。

今回、新たにこの取り組みが始まるということで、結果を見て状況や課題を見て、さらに良い点や改善点も見つけていけるように、こういった連携が始まるのは非常に良いことだと思います。

ほか質疑ございますか。なければ次に移ります。

その他（４）次回教育委員会の開催について、教育政策課長お願いします。

**教育政策課長** 次回教育委員会は7月6日水曜日、午後3時から当会場にて行いますので、御参集ください。



**教育長** 本日予定しておりました案件はこれで終了となりましたが、ここで、追加で2件ほどご報告させていただきます。

先日の「いわき総合図書館の爆破予告」について、いわき総合図書館長お願いします。

**いわき総合図書館長** 資料は用意しておりませんので、口頭でご説明申し上げます。

先週金曜日、6月24日に市立図書館ホームページのレファレンスコーナーに「図書館に複数箇所、高性能な爆弾を仕掛けた。爆発時間は今日の15時34分だ。」という爆破予告の投稿がされていることを確認いたしました。

図書館では、図書館が入居しているラトブ、また教育政策課を通しまして、教育長・部長に連絡いたしました。

また、秘書課、危機管理課の方に連絡をいたしました。

ラトブコーポレーションの方では、その後直ちに対策本部を設置いたしまして、15時1分警察に通報しました。

警察の方と相談して全館避難ということになりまして、15時11分お客様、従業員含めて全館避難をさせました。

15時34分爆破予告時間となりましたが、爆破はなし。

その後、これは警察の方で館内の点検をしましたが、異常はないということで16時58分、避難を解除してラトブの方が全館再開したという結果になっております。

図書館の方は、当日、特別整理期間のために休館日となっております。利用者の方はお一人もなく、避難をしたのは図書館の職員、さらにはカウンター業務を委託しております、株式会社図書館流通センターの職員になりますが、全員混乱なく避難しました。

翌日以降は通常通り開館をしております。この事案につきましては警察の方で捜索中となっております。

説明は以上でございます。

**教育長** ただいまの説明に対して、質問がありましたらお願いします。よろしいですか。

次に、「大熊町町有地を利用した中間貯蔵施設の保管場への学校等からの除染土壌の輸送」について、学校支援課長お願いします。

**学校支援課長** 環境省福島環境再生事務所で作成した資料をご覧ください。

本日、午後4時に環境省本省におきまして、環境副大臣が記者会見をしている案件でございます。

「県内の学校等に現場保管されている汚染土壌等について、いわき市の赤井中学校

等から大熊町の町有地を利用した中間貯蔵施設の保管場へ輸送を開始します。」ということをごさいますて、報道で大熊町の町長さんが町有地に学校施設の除染した土壌を優先的に受け入れますという表明がありまして、それを受けての環境省の案件でございます。

この資料は報道各社に提供するものとなっております、資料の1については当面予定している学校等からの輸送について、いわき市から赤井中学校、須賀川市、郡山市とありますけれども、まずは7月2日土曜日の11時を予定しておりますが、いわき市の赤井中学校から輸送を行うということでございます。

この赤井中学校が選ばれた理由ですが、現在中学校・小学校、それから幼稚園を含めまして、いわき市は約200ヶ所、35,000㎡、県全体の約12%なんですけれども、市内の中学校・小学校・幼稚園に除染した土壌が置かれております。

そのうち赤井中学校につきましては、グラウンドを掘って保管しようとしたのですが、土壌が固いということで、プール脇に土嚢の上に土を被せて、さらにシートを被せて平成25年6月30日から保管してきました。

28㎡、大型土嚢28袋保管してきたところですが、環境省の方から、地上に保管しているところから優先的に大熊町に運びたいということで、市の除染対策課に打診がありまして、赤井中学校が第一陣ということで運び出されるということになりました。

学校にも何度も協議をいたしまして、当日は部活動の中止、地域の方にも区長さんを通じて学校周囲・周辺の世帯にはご案内をする。

そして保護者の皆様にも、本日、子どもたちが下校の際、全生徒に家庭へのお知らせということで7月2日の輸送についてご案内しているところです。

また環境省本省で今、記者会見をしているところでございますけれども、市の除染対策課が市の記者クラブ各社にも案内をしているところでございます。

説明は以上でございます。

**教育長** ただいまの説明に対して、質問がありましたらお願いします。

**委員** 1日で終わりますか。

それから雨、強風、関係なくその日に強行しますか。

**学校支援課長** 当日の天気は現在見ているところだと曇りとなっておりますけれども、天候に関わらず実施をいたします。

11時頃から開始をいたしまして、おそらく2時間程度で搬出は終わる予定でございます。

なおプール脇にございますので、プールでの授業がこれから始まるものですから、

プールに遮蔽のシートをかぶせて、そもそも土嚢に入っているのでは飛び散ることはないと思うのですが、念には念をとということで、また学校側からも要請がございましたので、プールを全て覆うような形で土嚢を運び出す。

運び終わった後も再度、空間線量を測定して、万全なことを確認するというので、作業を行うものでございます。

**教育長** ほかに質疑ございますか。

**委員** 先程地上に残されているもの優先というお話だったんですけれども、市内には赤井中以外にも地上に保管されている所はあるのかということと、順次そういったものにも、これからの予定があるのか教えていただきたいと思います。

**学校支援課長** 環境省からの交付金を使って、除染で生じた土壌を地上に保管している学校は赤井中のみとなっています。

保護者の皆様が除染の事業が行われる前に自主的に行ったものがありまして、一部の学校でちょっと置いてあるものもあるのですが、除染対策課を通じて、環境省とも協議して、国の事業でやったものではなく保護者が子どもたちの安全・安心の学校生活を送るために先にやったものだということで、その搬出について協議をしているところです。

基本的には地上に保管している学校は赤井中のみとなっています。

**教育長** ほかに質疑ございますか。それでは8.その他の件については終了させていただきます。

それでは、審議を後にしました7. 議事に入ります。議案第1号臨時に代理した教育事務の承認を求めることについて（職員の懲戒処分について）でございます。

議事に入る前に、会議の公開について委員の皆様にお諮りいたします。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書」及び「いわき市教育委員会会議規則第14条」の規定に基づき、教育長又は委員の発議により、出席者の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができることとなっております。

議案第1号につきましては、人事案件ですので非公開とし、関係者のみで審議してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**教育長** 異議なしと認めますので、議案第1号臨時に代理した教育事務の承認を求めることについて（職員の懲戒処分について）につきましては非公開といたします。

ここで、増子教育部長、柳沼教育部次長、松岡学校教育推進室長、吉村教育政策課長及び書記の草野係長以外は退席をお願いします。

〔関係者以外退席〕

**教育長** それでは審議に入ります。議案第1号臨時に代理した教育事務の承認を求めることについて（職員の懲戒処分について）、教育政策課長をお願いします。

**教育政策課長** 資料4頁をご覧ください。

臨時に代理した教育事務の承認を求めることについて。教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則（昭和46年いわき市教育委員会規則第3号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり代理したので、同条第2項の規定より教育委員会の承認を求める。平成28年6月29日提出、いわき市教育委員会教育長。

〔「議案第1号臨時に代理した教育事務の承認を求めることについて（職員の懲戒処分について）」説明〕

**教育長** ただいまの説明に対して、質問等ございますか。

〔委員より質疑〕

〔質疑に対して教育政策課長説明〕

**教育長** その他ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**教育長** ほかに質疑ございますか。なければ、議案第1号は、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**教育長** 議案第1号につきましては、原案のとおり可決いたします。

以上で、平成28年度第3回教育委員会を閉会いたします。